

# 食品安全法 1990

## 1990 第 16 章

### セクション配置

#### 第 1 編

##### 序 論

1. 「食品」およびその他の基本的用語の意味
2. 「販売(sale)」等の広義の意味
3. 人間向けの食品である旨の推定
4. 本法に基づく権限を付与された大臣
5. 食品関係当局および担当官
6. 法律の執行

#### 第 2 編

##### 本文

##### 食品の安全

7. 健康に有害な食品の提供
8. 食品安全基準に違反する食品の販売
9. 疑わしい食品の検査および押収
10. 改善通告
11. 禁止命令
12. 緊急禁止通告および命令
13. 緊急の規制命令

##### 消費者の保護

14. 要求される性質、成分または品質に該当しない食品の販売
15. 食品の不当表示または不当な方法による提供

##### 規制

16. 食品の安全および消費者の保護
17. 共同体規定の施行
18. 特定の食品等に関する例外条項
19. 食品関連施設の登録および許可

##### 抗弁

20. 他人の過失を原因とする違反
21. 相当の注意義務を払った旨の抗弁

22. 業務としての広告である旨の抗弁

雑則および附則

- 23. 食品衛生教育訓練に関する規定
- 24. 貝類洗浄施設に関する規定
- 25. 権限の行使を円滑に行うために発する命令
- 26. 規則および命令：附則

**第3編**

監督及び法の執行

監督

- 27. 公設分析官
- 28. 検査対象施設に関する規定

サンプリングおよび分析等

- 29. サンプルの調達
- 30. サンプルの分析等
- 31. サンプリングおよび分析等に関する規則

立入権限および妨害等

- 32. 立入権限
- 33. 職員への妨害等

違反

- 34. 起訴の期限
- 35. 違反に対する処罰
- 36. 法人による違反

上訴

- 37. 下級裁判所あるいは州長官(sheriff)への上訴
- 38. 刑事裁判所への上訴
- 39. 改善通告に対する上訴

**第4編**

雑則および附則

大臣の権限

- 40. 実務に関する規則を定める権限
- 41. 報告を求める権限
- 42. 任務遂行を懈怠した当局に関する権限

保護に関する条項

43. 死亡の場合の登録または許可の効力
44. 誠実義務を履行した職員に対する免責

#### 財務に関する条項

45. 料金に関する規則
46. 担当官および郡評議会の経費
47. 裁定委員会の委員長の報酬

#### 文書

48. 規則および命令
49. 文書の様式および認可
50. 文書の送達

#### 関連法規の改正

51. 食品の汚染：緊急命令
52. 市場、甜菜および冷蔵保管

#### 附則

53. 解釈に関する一般規定
54. 規定の英国政府への適用
55. 水の供給：イングランドおよびウェールズ
56. 水の供給：スコットランド
57. シリー諸島およびチャンネル諸島
58. 領海および大陸棚
59. 修正、経過規定、保留および廃止
60. 法の略称、施行期日および効力範囲

別表 1 第 16 条 1 項に定める規則の条項

別表 2 1984 年法律第 3 編および第 5 編の改正

別表 3 軽微かつ付随的な変更

別表 4 経過規定および例外規定

別表 5 廃止

1984 年の食品法（第 3 編及び第 5 編を除く）、1956 年の食品及び薬品法（スコットランド）その他食品に関する法令に代わる新たな規定を定めること、1984 年の食品法第 3 編および第 5 編並びに 1985 年の食品・環境保護法の第 1 編を改正すること、及びこれらに関連する目的のために制定された法律。

[1990 年 6 月 29 日]

女王陛下の最高の威厳により、今時召集議会の上院聖職者議員および世俗議員ならびに下院議員の助言と合意、ならびにその権力に基づき、次の通り法律を定める。